

Information

平成28年度の 国民年金保険料について

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は、月額16,260円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。

また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

◆口座振替のお申込み手続きは、
下記までお問い合わせください。

○宇和島年金事務所 国民年金課
☎0895-22-5344

○役場 町民課 保険年金係 内線2114

Information

本庁舎業務変更のお知らせ

広報「きほく」2月号で、総務課危機管理係の移転先を『本庁2階総務課内』とお伝えしていましたが、都合により『別館』に変更となりますので、お知らせいたします。

現在、防災センターにて総務課危機管理係が行っている消防・防災等の業務については、災害対応に備えるため、平成28年4月1日より本庁別館に業務が移ることとなります。

H28.3.31まで	防災センター
H28.4.1から	本庁別館

問 役場 総務課 危機管理係 内線5111

Information

春は異動の季節です。健康保険が変わったら必ず届出を！

就職や退職をした場合など、国民健康保険との間で健康保険の切り替えがある場合は、世帯主の届出が必要です。自動的に切り替わることはありませんので、ご注意ください。

◆届出に必要なもの

- ①印鑑
- ②マイナンバー通知カードまたは個人番号カード
- ③手続きを行う方の本人確認できる書類(運転免許証やパスポート)

《それ以外に…》

【国保に加入するとき】

- ・職場の健康保険を脱退したことを証明するもの(資格喪失証明書など)

【国保を脱退するとき】

- ・新しく加入した保険証
 - ・国民健康保険証
- ※上記いずれも保険証が変わった全員分必要

※加入の届出が遅れると保険税がさかのぼって課税されます。

※資格喪失後に国保の保険証を使った場合、国保の負担額を後日請求することができます。

問 役場 町民課 保険年金係 内線2114・2115

Information

住民税課税世帯の方の入院食事代が、平成28年4月1日から変更になります

入院時の食事代は、医療費とは別に、1食あたり下記の標準負担額を自己負担します。

今回、一般加入者のみ、260円から360円に変更になります。

問 役場 町民課 保険年金係 内線2114・2115

区分		1食あたりの標準負担額
一般及び現役並み所得者		260円 ⇒ 360円
住民税非課税世帯 区分才・II	90日までの入院	210円
	91日以上の入院	160円
区分I	高齢受給者(※)で、かつ、 世帯主と国保加入者の所得が0円の世帯	100円